

空港の安全に関わる情報
(令和4年度)

令和5年9月
国土交通省航空局

はじめに

国土交通省航空局は、国際民間航空条約第19附属書に従い、民間航空の安全監督を行う者として民間航空の安全のために講ずるべき対策等について網羅的に定めた「航空安全プログラム(SSP: State Safety Programme)」を策定(平成25年10月)しています。

このSSPを実効あるものとしていくため、具体的な実施施策等を整理し航空安全プログラム実施計画を定め、この中で安全情報の評価・分析を行い、当該情報を整理し公表するとしています。

本報告書は、令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)に発生した、空港分野(空港施設・運用業務)に関わる安全情報及び空港等に対する安全監査実施状況をとりまとめたものです。

目次

I. 国における航空安全の向上への取組み	2
II. 安全に関わる情報	2
1. 報告対象とする事態	2
2. 報告発生状況	3
3. 安全上の支障を及ぼす事態報告一覧	6
III. 安全監査実施状況	13
1. 安全監査の種類と目的	13
2. 安全監査実施状況	13

I. 国における航空安全の向上への取組み

(1) 航空安全プログラム

国際民間航空機関(ICAO)は、締結国が「State Safety Programme (SSP)」を導入することを国際標準としました。

これを受け、国土交通省航空局は、民間航空を監督するものとして、民間航空の安全のために、自らが講ずべき対策を網羅的に定める規程として、「航空安全プログラム」(平成25年10月)を策定しました。

これらの施策の詳細等については、「航空安全プログラム」下記 URL を参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000005.html

II. 安全に関わる情報

空港施設・運用業務に起因する下記の事態が発生した際、空港管理者から安全情報として報告がなされます。

1. 報告対象とする事態

(1) 航空法第76条第1項各号に規定する航空事故のうち、空港の設置管理者が管理する施設又は運用に起因する又は起因して発生したおそれのある事態。

(2) 航空法第76条の2に規定する事態(重大インシデント)のうち、空港の設置管理者が管理する施設又は運用に起因する又は起因して発生したおそれのある事態。

(3) 当該空港において発生した安全上の支障を及ぼす事態。

①制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態であって、以下に掲げるもの

- ・旅客が死傷した事態
- ・作業又は工事に従事する者が死亡・重傷を負った事態、又は負傷したことにより4日以上休業となった事態
- ・航空機と空港施設又は車両若しくはその他の物件等が衝突又は接触することにより航空機が損傷した事態

②空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合や損傷により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態であって、以下に掲げるもの

- ・滑走路又は誘導路(エプロン誘導路及びスポット誘導経路を含む)の舗装面が剥離、陥没、ひび割れ、隆起、轍掘れ、平坦性が損なわれた等があり、緊急補修実施等のため当該場所を実運用時間内に閉鎖した事態
- ・消防用の機材又は車両の突発的な障害により、空港の消火能力が低下した事態
- ・空港用地内の作業において空港施設等を誤って破損させ、当該施設が使用不能となった事態、又は復旧の不備等により当該施設が実運用時間内に使用不能となった事態

③誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態であって、以下に掲げるもの

- ・人又は車両が、管制機関等の進入許可が必要な区域に無許可で進入した、又は管制機関等との連絡体制を維持すべき状態において維持できなくなった事態
- ・閉鎖区域に航空機が誤って進入した事態

④当該空港の設置管理者が管理する空港内の一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態あって、以下に掲げるもの

- ・舗装面の陥没等に起因する事故により、人が死亡又は重傷を負った事態
- ・施設（橋梁等）の一部又は全部が破損したこと等に起因して、人が死亡又は重傷を負った事態

2. 報告発生状況

2. 1 空港の設置管理者が管理する施設又は運用に起因する又は起因して発生した航空機事故・重大インシデントの発生件数

(1) 航空事故 : 0 件

(2) 重大インシデント : 1 件

概要:

令和4年12月12日、エス・ジー・シー佐賀航空機(セスナ式172P型)は、滑走路はクリアー※であることを意味する情報を受け佐賀空港に向けて進入中、運航情報官から滑走路手前で待機するよう連絡を受けたバードスイープ用車両が停止線を越えて同滑走路に進入したため、当該機が着陸復行した。

事故等の種類 : 他の航空機等が使用中の滑走路への着陸の試み
 調査状況 : 運輸安全委員会により調査中
 死傷者 : 無し

※ 滑走路はクリアーとは、次の意義を持つ用語

「滑走路上にトラフィックおよび障害物がないと空港管理者から報告があった場合使用されるが、着陸許可又は離陸許可を意味するものではない。」

2. 2 安全上の支障を及ぼす事態の発生件数

単位:件

	令和4年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
安全上の支障を及ぼす事態	8	3	7	7	5	10	2	4	10	6	7	7	76
制限区域内事故	6	2	1	2	0	3	0	4	6	2	3	2	31
施設・設備の破損	1	1	4	3	3	2	0	0	3	1	2	4	24
無許可・誤進入	1	0	2	2	2	5	2	0	1	3	2	1	21
空港道路の管理不備													0

2. 3 区分内識別発生件数

(1) 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態

単位: 件

	令和4年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制限区域内事故	6	2	1	2	0	3	0	4	6	2	3	2	31
作業員の死傷	2	1	1	1		2		2	5	2	1		17
旅客の死傷	1												1
航空機の損傷	3	1		1		1		2	1		2	2	13

(2) 空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

単位: 件

	令和4年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
施設・設備の破損	1	1	4	3	3	2	0	0	3	1	2	4	24
舗装破損	1	1	0	2	1	2			1				8
消火能力の低下			1		2				1	1	2		7
その他			3	1					1			4	9

(3) 誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

単位: 件

	令和4年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
無許可・誤進入	1	0	2	2	2	5	2	0	1	3	2	1	21
無許可進入				2	1	5	2		1	2	2	1	16
誤進入					1					1			2
その他	1		2										3

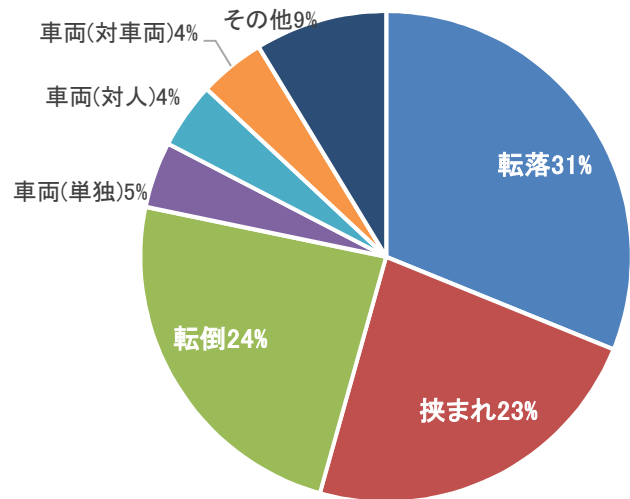
(4) 当該空港の設置管理者が管理する空港内の一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態

・令和4年度の発生はなかった。

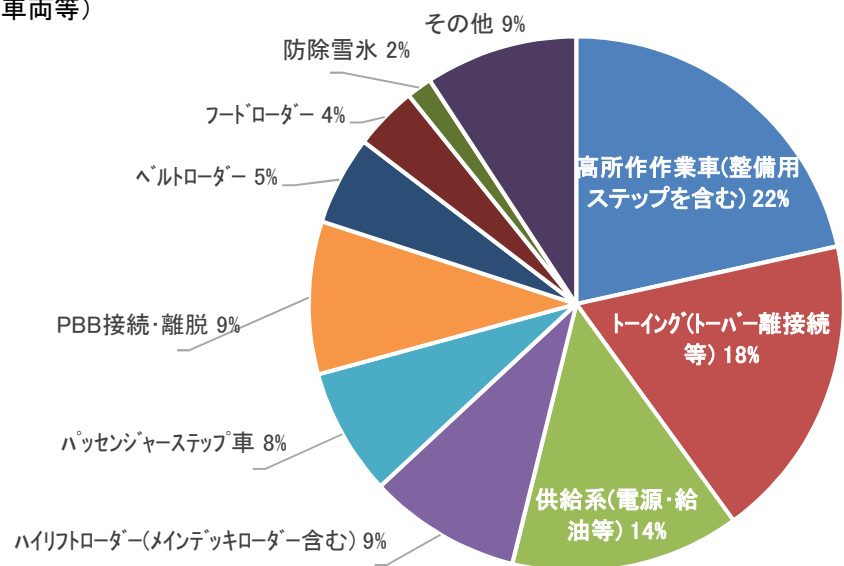
2. 4 区分内識別発生原因・事案の傾向

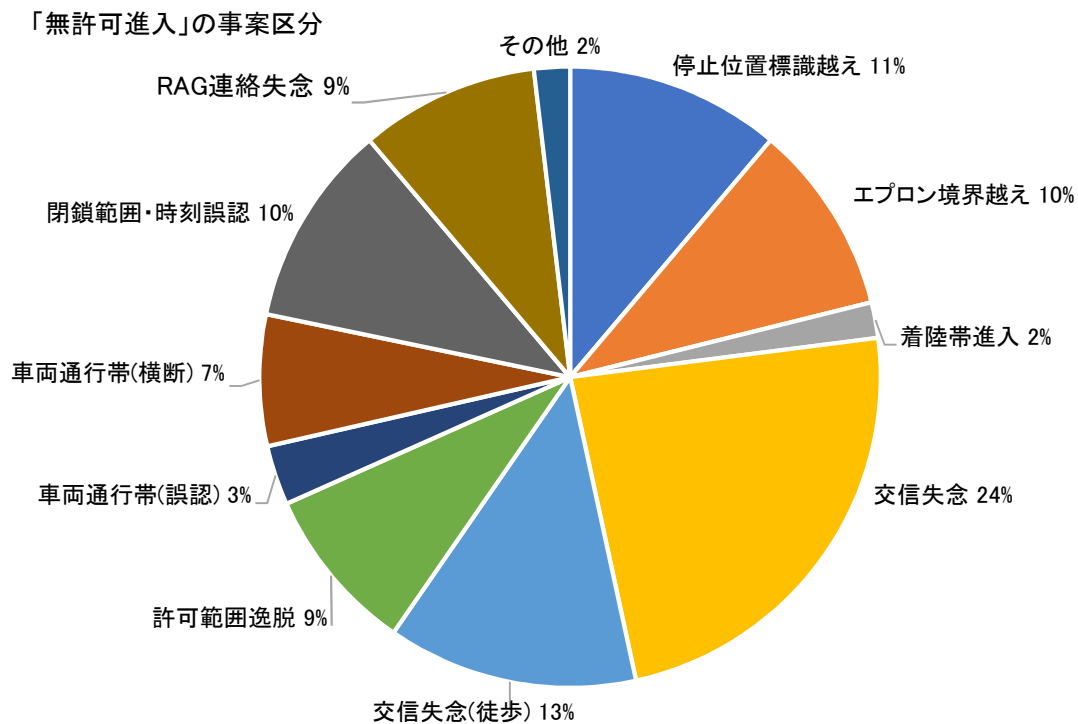
制限区域内事故や無許可進入・誤進入事案の原因については、当事者の錯誤・失念によるエラーが多くみられる。

「作業員の負傷」の事案分類



「航空機の損傷」の事案分類(車両等)





無許可進入に至った状況を分類

- ・停止位置標識越え: 停止位置標識を越えて(滑走路側へ)進入
- ・エプロン境界線越え: エプロン境界線を越えて進入
- ・着陸帯進入: 誤って着陸帯へ進入
- ・交信失念: 許可のための交信をせず進入
- ・交信失念(徒歩): 徒歩により進入をしたもの。
- ・許可範囲逸脱: 交信はしたが、許可範囲を超えて進入
- ・車両通行帯(誤認): 車両通行帯と誤認して進入
- ・車両通行帯(横断): 横断通路の誤認により進入
- ・閉鎖範囲・時刻誤認: 閉鎖されている範囲・時刻を誤認して進入
- ・RAG 連絡失念: 対空センターへ連絡無く、走行区域へ進入

3. 安全上の支障を及ぼす事態報告一覧

(1) 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態

① 作業又は工事に従事する者が負傷したことにより4日以上休業となった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月16日	成田国際空港	場周道路	警備員が警備用道路を走行中、ハンドル操作を誤り、カーブを曲がりきれず、側壁に衝突し、負傷した。
2	4月30日	成田国際空港	エプロン	作業員が到着便の貨物を降ろす作業中、コンテナドローリー床の間に足が挟まれ、負傷した。

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
3	5月21日	成田国際空港	エプロン	整備士が到着機のエンジン整備作業中、脚立から転落し、負傷した。
4	6月24日	成田国際空港	エプロン	整備士が出発前点検作業中、作業用ステップから転落し、負傷した。
5	7月29日	成田国際空港	エプロン	整備士が出発前の機体確認中、エアコンダクト取付部中の逆流防止弁を閉める際に指を挟み、負傷した。
6	9月11日	東京国際空港	場周道路	作業員が移動のため場周道路を走行中、カーブを曲がりきれず、フェンス基礎部分に衝突し、2名が負傷した。
7	9月13日	東京国際空港	場周道路	作業員が移動のため車両通行帯を走行中、わき見運転によりカーブを曲がりきれず、ガードレールに衝突し、負傷した。
8	11月2日	成田国際空港	エプロン	整備士が整備作業の準備のため、作業用足場を移動中、転倒し、当該作業用足場に足を挟み、負傷した。
9	11月28日	成田国際空港	エプロン	作業員が到着便の貨物取卸作業中、ハイドラントピット周囲の目地に足を取られ、足を捻り、負傷した。
10	12月6日	大阪国際空港	エプロン	作業員が航空機けん引車のトーパー取り外し中、付近を走行していたレフューラーがトーパーに接触し、トーパーと航空機けん引車の接続部の間に指が挟まれ、負傷した。
11	12月16日	鹿児島空港	エプロン	小型機の操縦士が、航空機の駐機位置を修正するため、人力でトーイング中、トーパーが外れたことから転倒し、負傷した。
12	12月17日	成田国際空港	その他	草刈作業員が、作業機械から異音が出たため点検中、駆動部分に指を挟み、負傷した。
13	12月28日	成田国際空港	エプロン	作業員がハイリフトローダーの始業前点検中、車両のはしごを登る際に転落し、負傷した。
14	12月29日	花巻空港	エプロン	作業員がPBB離脱作業後に、PBBのサービステア(階段)からエプロンに降りた際に、転倒し、負傷した。
15	1月6日	能登空港	その他	除雪作業員が、除雪車の点検後、運転席に戻る際に、足を滑らせ、車両の鋭利な部分に足を接触し、負傷した。
16	1月17日	成田国際空港	エプロン	作業員が電源車乗車前の外周点検中、車載脚立を固縛するベルトを引っ張った際、ベルトが切れたはずみで転倒し、負傷した。
17	2月1日	新千歳空港	エプロン	作業員が、ハイリフトトラックの荷台はしごを下りる際に転倒し、負傷した。

② 旅客の死傷

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月11日	那覇空港	エプロン	パッセンジャーステップを降機中の旅客が、ステップでつまづいた際に手摺りに指をぶつけ、また、足を踏み外して、負傷した。

③ 航空機と空港施設又は車両若しくはその物件等が衝突又は接触することにより航空機が損傷した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月10日	名古屋飛行場	エプロン	ヘリコプターをけん引車にて格納庫へ格納する際、メインローターブレードを格納庫扉横の壁に接触させ、損傷させた。
2	4月16日	成田国際空港	エプロン	航空機整備作業のために、小型作業車を移動させた際に、主脚車輪格納扉に接触させ、損傷させた。
3	4月28日	東京国際空港	エプロン	航空機整備作業終了後、作業用脚立を移動させた際に、フラップトラックフェアリングに接触させ、損傷させた。
4	5月11日	名古屋飛行場	エプロン	機内装備品搭載のため、サービストラックの荷台を上昇させた際に、ドア後方胴体部分に接触させ、損傷させた。
5	7月20日	関西国際空港	エプロン	作業員が電源ケーブルが接続されたまま移動しようとしたため、航空機の電源ケーブル接続部を損傷させた。
6	9月5日	東京国際空港	エプロン	PBBの着脱訓練中、PBBが航空機エンジンカウルに接触し、航空機を損傷させた。
7	11月3日	東京国際空港	エプロン	到着便に係る作業のため、汚水車を航空機へ接近させた際に、車両を航空機胴体下部に接触させ、損傷させた。
8	11月25日	成田国際空港	エプロン	整備作業の準備のため、作業用スタンドを航空機へ接近させた際に、当該スタンドを航空機下部に接触させ、損傷させた。
9	12月4日	那覇空港	エプロン	ルーフのフードにある航空機ジョイント部のクッションカバーが欠損していたことから、露出した金属部分が航空機へ接触し、ドア上部を損傷させた。
10	2月19日	北九州空港	エプロン	作業員が電源ケーブルが接続されたまま移動しようとしたため、航空機の電源ケーブル接続部を損傷させた。
11	2月20日	新千歳空港	エプロン	駐機中の航空機が強風にあおられて移動し、航空機下部がベルトローダーと接触し、航空機が損傷した。
12	3月2日	東京国際空港	エプロン	エンジン整備作業後、ステップをエンジンから離す際に、ステップが強風に煽られ、胴体下部に接触し、航空機を損傷させた。
13	3月24日	東京国際空港	エプロン	スポット内(機材制限区域内)に駐車されていたバスセリャーステップ車が、当該スポットから自走で移動を開始した航空機と接触し、航空機を損傷させた。

(2) 空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合や損傷により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

① 滑走路又は誘導路の舗装面が剥離、陥没、ひび割れ、隆起、轍掘れ、平坦性が損なわれた等があり、緊急補修実施等のため当該場所を実運用時間内に閉鎖した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月24日	関西国際空港	滑走路	定時の場面点検で、滑走路上の舗装剥離が発見され、補修等のため、施設を閉鎖した。

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
2	5月2日	関西国際空港	滑走路	定時の場面点検で、滑走路上の舗装破損が発見され、補修等のため、施設を閉鎖した。
3	7月20日	東京国際空港	誘導路	パイロットレポートによりA誘導路(W6～W9間)でアスファルト舗装の不具合を発見、補修等のため施設を閉鎖した。
4	7月27日	東京国際空港	誘導路	パイロットレポートによりA誘導路(K交差部)で舗装破損が確認され、補修等のため施設を閉鎖した。
5	8月8日	東京国際空港	誘導路	定時点検で、A誘導路(A2～A3間)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖した。
6	9月1日	新千歳空港	誘導路	定時点検にてH6誘導路とD8誘導路の交差部で舗装破損が確認され、補修等のため施設を閉鎖した。
7	9月27日	東京国際空港	誘導路	エアラインからの報告にてA誘導路(A12交差部)で舗装破損が確認され、補修等のため施設を閉鎖した。
8	12月26日	新千歳空港	誘導路	管制塔からの報告にてJ-3誘導路で舗装破損が確認され、補修等のため施設を閉鎖した。

② 消防用の機材又は車両の突発的な障害により、空港の消火能力が低下した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	6月14日	新石垣空港	その他	化学消防車のイグニッションリレーケーブルのショートにより不動となりカテゴリダウン(9→8)が発生した。
2	8月11日	石見空港	その他	化学消防車のセルモーターの老朽化により不動となりカテゴリダウン(7→5)が発生した。
3	8月23日	広島空港	その他	化学消防車の走行装置関連の電装用リレー部品の不具合により不動となりカテゴリダウン(9→7)が発生した。
4	12月6日	大分空港	その他	化学消防車のブレーキ配管系統からのエア漏れのため、パーキングブレーキの解除ができなく不動となりカテゴリダウン(9→7)が発生した。
5	1月13日	沖永良部空港	その他	化学消防車のバッテリーの経年劣化のためエンジンがかからず不動となりカテゴリダウン(6→5)が発生した。
6	2月8日	大分空港	その他	化学消防車のタイミングアクチュエーターコネクタの接続が緩んでいたことにより不動となりカテゴリダウン(9→6)が発生した。
7	2月23日	大分空港	その他	化学消防車のタイミングアクチュエーターコネクタの接続が緩んでいたことにより不動となりカテゴリダウン(9→6)が発生した。

③ 空港用地内の作業において空港施設等を誤って破損させ、当該施設が使用不能となった事態又は復旧の不備等により当該施設が実運用時間内に使用不能となった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	6月24日	関西国際空港	滑走路	パイロットレポートにより滑走路上に砂利が飛散している状況が確認されたため、清掃等のため滑走路を閉鎖した。

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
2	6月28日	関西国際空港	滑走路	パイロットレポートにより滑走路上に砂利が飛散している状況が確認されたため、清掃等のため滑走路を閉鎖した。
3	6月29日	関西国際空港	滑走路	パイロットレポートにより滑走路上に砂利が飛散している状況が確認されたため、清掃等のため滑走路を閉鎖した。
4	7月2日	関西国際空港	滑走路	パイロットレポートにより滑走路上に砂利が飛散している状況が確認されたため、清掃等のため滑走路を閉鎖した。
5	12月18日	函館空港	滑走路	除雪車両の故障(不働)により滑走路を閉鎖した。
6	3月4日	稚内空港	滑走路	除雪車の故障(オイルリーク)が発生したことにより清掃のために滑走路を閉鎖した。
7	3月7日	南紀白浜空港	滑走路	滑走路改良工事の復旧完了遅れによる滑走路を閉鎖した。
8	3月11日	調布飛行場	滑走路	着陸帯で火災が発生したことにより滑走路を閉鎖した。
9	3月29日	東京国際空港	滑走路	トローリング車輛の故障(オイルリーク)が発生したため、清掃のため滑走路及び誘導路を閉鎖した。

(3) 誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

① 人又は車両が、管制機関等の進入許可が必要な区域に無許可で進入した、又は管制機関等との連絡体制を維持すべき状態において維持できなくなった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	7月4日	八尾空港	滑走路	作業員が、管制官の許可を受けずに、徒歩にて滑走路(09/27)及び誘導路(G2)へ進入した。
2	7月16日	東京国際空港	誘導路	管制官の承認を受けずに、出発機のプッシュバックを行い、航空機及び航空機けん引車をN6誘導路へ進入させた。
3	8月14日	成田国際空港	誘導路	トローリングタグ車がコンテナドローンをけん引し、車両通行帯を走行中、コンテナドローン1台の連結が外れ、誘導路へ進入した。
4	9月9日	関西国際空港	誘導路	移動のため、車両通行帯(サービスレーン)を走行中の車両が、通行帯をはみ出し、管制官の許可を得ず、スポット誘導経路へ進入した。
5	9月22日	東京国際空港	滑走路	工事関係作業員の運転する車両が、航空機横断のための経路手前の停止位置を誤認し、管制官の許可を得ず、停止位置より航空機横断経路側へ進入した。
6	9月24日	松山空港	誘導路	スポットで作業中のパイロットが、風で飛ばされた物件(紙)を追い、管制官の許可を得ず、徒歩にてエプロン境界線を越え、エプロン誘導路へ進入した。
7	9月29日	帯広空港	誘導路	空港内場周道路を移動中の工事車両が、管制官の許可を得ず、誘導路へ進入した。
8	9月29日	東京国際空港	誘導路	バードスウィープのため保安道路を移動中の車両が、管制官の許可を得ず、誘導路へ進入した。

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
9	10月11日	東京国際空港	滑走路	バードスイープ中の作業員が、管制官の許可を得ず、徒歩にて、着陸帯(1)へ進入した。
10	10月26日	大島空港	誘導路	空港内場周道路を移動中の草刈作業者の車両が、運航情報官の許可を得ず、誘導路へ進入した。
11	12月16日	関西国際空港	誘導路	工事に係る作業員の運転する車両が、管制官の許可を得ず、誘導路へ進入した。
12	1月17日	東京国際空港	滑走路	工事車両が、移動のため閉鎖滑走路(航空機の横断は一部可)を走行中、管制官の許可を得ず、航空機横断のための経路へ進入した。
13	1月25日	中部国際空港	エプロン	スポット間を移動中の車両が、管制官の許可を得ず、スポット誘導経路へ進入した。
14	2月20日	東京国際空港	誘導路	工事車両が、誤進入防止用カラーコーンを設置する際に、管制官の許可を得ず、誘導路へ進入した。
15	2月23日	那覇空港	誘導路	工事車両が、誤進入防止用カラーコーンを設置する際に、管制官の許可を得ず、誘導路へ進入した。
16	3月30日	那覇空港	誘導路	消防車両を退避させるため、管制官の許可を得ず、スポット誘導経路へ進入した。

② 閉鎖区域に航空機が誤って進入した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	8月18日	中部国際空港	誘導路	航空機けん引車が航空機をトローリングする際、閉鎖されていた誘導路の走行を管制官から許可され、当該誘導路へ進入した
2	1月16日	東京国際空港	誘導路	出発機が滑走路へ向かう際に、管制官からの指示経路を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。

③ 誤った操作又は運用により安全基準を逸脱した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月29日	福岡空港	誘導路	給水車が、作業中に、無人の(運転席に作業員がいない)状態で移動し、誘導路へ進入させた。
2	6月8日	高松空港	滑走路	航行不能航空機が取付誘導路に存在するため、一時的に「非精密進入用滑走路として滑走路運用」しなければならないにも関わらず、航空機が精密進入方式にて着陸した。
3	6月17日	東京国際空港	誘導路	到着機(B747-8型機)がスポットへ向けて地上走行中、全幅65m未満の航空機に制限されている誘導路へ進入した。

(4) 当該空港の設置管理者が管理する空港内の一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
事案発生なし				

Ⅲ. 安全監査実施状況

1. 安全監査の種類と目的

(1) 定期検査

航空法第47条に基づき航空法施行規則第92条で規定する機能確保基準に従い、空港施設・運用業務の適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査。定期検査は3年に1回（公共用ヘリポートは6年に1回）を標準とする。

(2) SMS 監査

安全に係るリスクの管理状況など、安全管理システムに限って、その適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査。SMS 監査は大規模空港を対象に3年に1回を標準とする。

(3) 臨時検査

新空港の供用開始又は空港管理者に変更があり、空港施設・運用業務の安全確保の実効性又は継続性を確認する場合に実施する初回の立入検査。

(4) 特別検査

空港管理者が管理する施設若しくは運用に起因して発生した恐れがある重大インシデントが発生した空港に対して実施する立入検査。

2. 安全監査実施状況

(1) 安全監査実施数

令和4年度	大規模空港	国等管理空港	地方等管理空港	公共用 ヘリポート	計
定期検査	3	8	24	6	41
SMS 監査	3	-	-	-	3
臨時検査	0	0	0	0	0
特別検査	0	0	2 ※	0	2

※ 特別検査は地方等管理空港の1つの空港に対して実施した。

(2) 不適切事項

安全監査において、航空法（同施行令及び施行規則を含む）に明示された基準等に適合していない、または航空法に基づき策定した指針や関係基準等に適合していないと認められた事項。

不適切事項が確認された場合、空港管理者は、一定期間内に不適切事項を改善するための計画を策定し、提出する必要がある。

① 安全監査における不適切事項の数

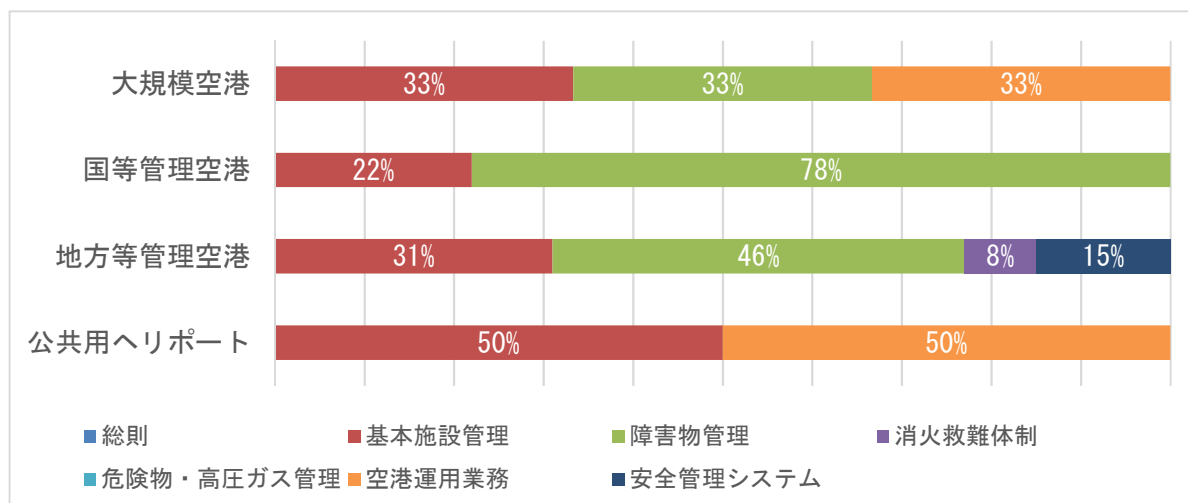
令和4年度	大規模空港	国等管理空港	地方等管理空港	公共用 ヘリポート	計
定期検査で確認された不適切事項数	3	9	13	2	27

※ 令和4年度に実施した安全監査において不適切事項が確認されたのは定期検査のみであった。

② 不適切事項の内訳

不適切事項 27件(41)について、大規模空港で3件(3)、国等管理空港で9件(8)、地方等管理空港で13件(24)、公共用ヘリポートで2件(6)確認されている。
(括弧内は実施した定期検査の数。)

なお、空港規模別の不適切事項の検査項目の構成比は次のとおり。



③ 検査項目と主な検査内容

検査対象となる検査項目と主な内容は、以下の表のとおり。

(表中の「空港機能管理規程」は、航空法の機能確保基準に従って空港の管理を適切に行うために、空港管理者が定める空港の管理運用を行うための規程)

検査項目	検査内容(主なもの)
総 則	空港機能管理規程の管理状況 等
基本施設管理	基本施設の管理状況、維持管理・更新計画 等
障害物管理	制限表面の監視、新たな開発の監視 等
消火救難体制	消火救難体制の整備、空港緊急時対応計画 等
危険物・高圧ガス管理	危険物の貯蔵・取扱・運搬、高圧ガスの取扱 等
空港運用業務	制限区域立入り・車両使用の取扱 等
安全管理システム	安全管理体制、定期的な安全教育 等